



— 10月の税務 —

●10月10日

1 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●10月15日

2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

●10月31日

3 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

4 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

6 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

7 消費税の年税額が400万円超の2月, 5月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

8 消費税の年税額が4,800万円超の7月, 8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●10月中において市町村の条例で定める日

9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

【所長コラム】 少しずつ涼しい日も増えてきました。

先日、埼玉県生産本部よりセミナーのご依頼をいただき「失敗から学ぶ事業承継」という内容で県内の企業の後継者や若手経営者向けに朝10時から夕方4時まで私の拙い経験も交えお話ししました。

私は矢代の急逝によって大それた承継でした。従業員、お客様、地域の皆様のご協力やご厚意がなければ、今の事務所はなかったと思います。感謝しかありません。

やはり社内、家族等による事前の対話や早めの承継の大切さをあらためて思った1日でした。(中島)

各情報
発信中!



YouTube



Facebook



Instagram

編集発行人 所長 税理士 中島 由雅

副所長 税理士

柴田 健次

副所長 税理士

平田 保

副所長 税理士

中村 和夫

副所長 税理士

江村 一郎

副所長 税理士

小嶋 正幸

副所長 税理士

工藤 重孝

副所長 税理士

武藤 賢一

副所長 税理士

伊藤 政則

副所長 税理士

篠原 恒夫

副所長 税理士

平澤 悟

副所長 税理士

高山 慶一

副所長 医療担当

加藤 登

副所長 医療担当

岡 伸夫

副所長 金融担当

穂積 一秀

副所長 金融担当

小澤 善昭

副所長 金融担当

片平 啓二

副所長 金融担当

岩切 陽一郎

副所長 総務担当

重信 浩一

副所長 中小企業診断士

平林 領

顧問 公認会計士

古屋 卓己

顧問 税理士

三浦 賢二

顧問 金融担当

斎藤 健

顧問 医療担当

清水 大輔

顧問 農学博士

中島 宏



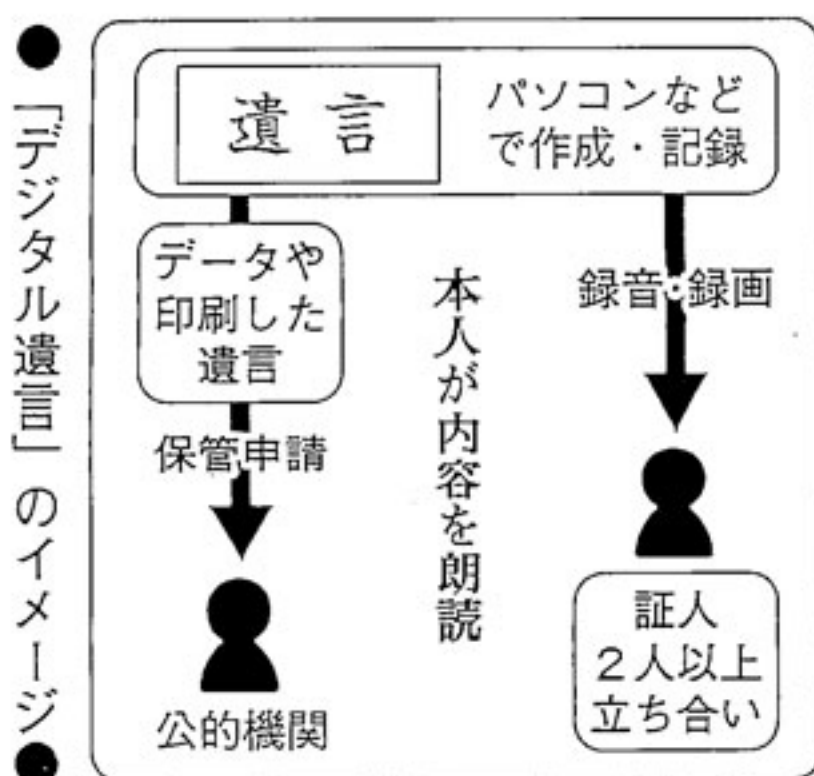
「デジタル遺言」創設へ パソコンで作成可能に

—法制審議会が中間試案

法務省の法制審議会（法相の諮問機関）は、パソコンやスマートフォンで作成できる「デジタル遺言」の創設に向け、遺言制度の見直しに関する中間試案を取りまとめました。証人の立ち会いや録音・録画などを要件に、自筆でなくても遺言を作成できるようにする方針です。今号では、「デジタル遺言」の概要を取り上げます。

遺言には主に本人が作成する「自筆証書遺言」と、公証役場に赴いて内容を伝え、公証人が作成する「公正証書遺言」などがあります。

現行の民法では自筆証書遺言について、遺言の全文や日付、氏名を手



●「デジタル遺言」のイメージ●

書きして、押印することが規定されています。手書きとしているのは、遺言の内容が本人の意思であることを証明するためです。

一方で、高齢者や障害のある方にとって「全文自筆」の遺言作成は非常に労力がかかり、制度の利用を妨げている要因となっています。パソコンなどで作成する「デジタル遺言」は、高齢者が身体的な制約などにより筆記が困難な場合でも、意志をしっかり残すことができる手段として期待されています。

こうした背景から法制審議会では、パソコンやスマートフォンを活用して利便性の向上を図る目的で「デジタル遺言」の創設を検討してきました。これは、従来の紙ベースの遺言制

度に加えて、パソコンやスマートフォンなどの電子機器を用いて遺言を作成し、それを電子的に保存する方式を新たに認めようとするものです。

パソコンやスマートフォンなどデジタル機器で作成した遺言については、偽造や変造を防ぎ、本人の意思確認をどう担保するかが最も重要な課題です。

そのため、法制審議会の中間試案では、本人の意思確認の方法や偽造防止などについて複数の方式を提示しました。

①【甲案】証人立ち会い方式

この方式では、親族を除く2人以上の証人が立ち会い、遺言者が記載内容を読み上げる場面を実際に録音・録画したうえで、遺言者本人の電子署名を義務づける偽造対策を要件としています。

②【乙案】公的機関での保管方式

この方式では、遺言者が作成した電磁的記録を公的機関（法務局）が保管します。この場合は、提出時に本人確認のための身分証の提示と、記載内容を読み上げることを要件としています。

③【丙案】プリントアウト方式

この方式では、遺言者がパソコン

などで作成した電子文書をプリントアウトし、手書きで署名したものを公的機関が保管します。従来の紙ベースの遺言に近い方式です。

■特別方式による遺言の見直し■

特別方式による遺言とは、病気で死が目前に迫っている場合や、自然災害など特殊な状況下にある場合に、通常の方式に代えて簡易な手続で遺言を認める制度です。たとえば、口頭で遺言を述べ、証人がそれを記録・署名するといった形式がこれにあたります。

今回の中間試案では、この特別方式について以下のような見直しを検討されています。

〈証人要件の緩和〉

疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った場合の「死亡危急時遺言」では、3人以上の証人を必要とする現行要件について、遺言の作成過程を録音・録画することにより、証人1人の立ち合いで遺言を作成できる方式を検討しています。

法務省では、中間試案に関する意見公募（パブリック・コメント）の結果を踏まえ、今後、更に検討を進め、近く最終案を取りまとめる方針です。



米国関税措置で日米合意 中小企業への影響と対策

■政府の緊急対応パッケージ■

日米両政府は、米国の関税措置を巡る交渉で合意したと発表しました。共同声明によると、相互関税と自動車・同部品に対する15%の関税、約80兆円の対米投資などで合意しました。中小企業にとって厳しい経営環境が続く中、さらに今般の米国の関税措置によって、先行きへの不透明感が増えています。そこで今号では、米関税措置の合意内容、今後想定される経営への影響や対応策について取り上げます。

●日米関税交渉 主な合意内容●

相互関税	関税率 15%
自動車・部品	関税率 15%
幅広い品目	関税率 15% (15%以上の品目はこれまでの税率を適用)
投資	米国へ 5,500 億ドル (約 80 兆円)
米国からの購入拡大	● コメ調達 75% 増 (ミニマムアクセスの枠組み内) ● 大豆・肥料など年間 1.2 兆円規模を購入 ● 航空機や防衛装備品の購入拡大

■主な合意内容■

日本政府の発表によると、米国が相互関税と自動車関税をそれぞれ15%とすること、日本は5500億ドル(約80兆円)の対米投資を行うことなどで合意に達しました。

日本から輸入する自動車や自動車部品への関税は27・5%から15%に引き下げ。従来の税率が15%未満の品目は税率が一律15%に、従来の税率が15%以上の品目はこれまでの税率が維持されます。この措置は、8月7日に遡って適用されるとしています。また、日本は、大豆、トウモロコシや肥料などを含む米国の農産品を年80億ドル(約1兆2000億円)分を購入。それに加え、航空機や防

衛装備品などの米国製品の購入を拡大するとしています。

コメについては、毎年約77万トンのコメを関税をかけず義務的に外国から輸入している「ミニマムアクセス」と呼ばれる枠の中で、米国からの輸入を75%増やすとしています。

■中小企業への影響■

今回の関税措置により、輸出企業のみならず、部品供給や物流などを担う国内サプライチェーン全体など、幅広い産業への影響が懸念されます。また、基幹産業の自動車に加えて、機械、日本酒、衣料品など幅広い製品が追加関税の対象となっているため、多くの業種で影響が生じると予測されています。

懸念される主な影響としては、米国への輸出減少、関税コスト上昇分のコストダウンの要請などが考えられます。このほか、日本の大手企業が海外へ生産拠点を移管した場合、日本国内の生産が縮小し、設備投資が停滞することも想定されます。

また、日本国内企業の業績が悪化する一方で、個人消費が低迷する可能性もあります。

そのため、関税措置の影響を受ける中小企業においては、今後、価格転嫁の推進、輸出先の多角化、新たな販路

の構築、新しい事業分野への進出など、より一層の企業努力が求められます。

■米関税措置を受けた

緊急対応パッケージ■

日本政府は、米関税の影響を受ける中小企業向けの支援策などをまとめた「米関税措置を受けた緊急対応パッケージ」を発表しました。

〔資金繰り支援〕

①日本公庫による融資制度の要件緩和
関税措置の影響を受けた事業者は、国の制度融資「セーフティネット貸付」の対象要件を緩和(売上高5%以上の減少)の要件が不要)。

②民間金融機関からの資金調達への支援(信用保証)

関税措置の影響を受け、不況業種に指定された業種に属する事業者が民間金融機関から資金調達をする際に信用保証協会が支援。

③日本貿易保険(NEXI)による保険金支払い

関税措置の影響を受けて、輸出取引がキャンセルされる等により生じた損失を保険金支払いの対象とします。

④補助金の優先採択

関税措置による影響を受ける中小企業に対し、「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」において優先採択を実施。